

海岸清掃（ボランティア清掃）をされる皆さんへのお願い

●ボランティア清掃をされる場合には、実施予定日の2週間前までに市民生活課へボランティア清掃届（次葉に添付）を提出して下さい。

ボランティア清掃用のごみ袋を配布（ボランティア清掃届に書かれた必要枚数）します。ごみ袋が余った場合は後日市民生活課まで返却してください。

●ボランティア清掃で回収したごみは、実施主体で各施設へ直接持ち込んでください。

直接持ち込むことが困難な場合には、市民生活課へ事前に協議して下さい。

●ボランティア清掃用のごみ袋に、江津市のごみ分別区分に従って、カン・ビン、プラスチックなどに分別して、回収したごみの種類をマジックで記入して下さい。

●次のものは回収しないでください。

①流木・木切れ・竹・海草など自然由来のもの

②危険なもの

・注射器や注射針

・液体などの入ったフタのしてある容器（ポリタンクやビン、ドラム缶など）

③ボランティア清掃用のごみ袋に入らない大きいもの（ブイ、漁具など）

④長いもの

ロープ・ホース・魚網など（長さが50cmを超えるものは回収しないで下さい）

●危険なものの取扱いについて

・「注射器や注射針」、「液体などの入ったフタのしてある容器（ポリタンクやビン、ドラム缶など）」を発見した場合には触らずに市民生活課、または海岸管理者へ連絡して下さい。止むを得ず移動させる場合には、耐薬品用手袋をして最小限度の移動に留めてください。

※熱中症に十分注意してください。

連絡先：江津市市民生活課 電話 0855-52-7936